

○川上（陽）委員 自由民主党福岡市議団を代表して、長住中央公園の再整備等並びに部活動指導員及び部活動補助指導者について、質問する。長住中央公園の再整備等については、2回の請願審査が行われ、最初の請願審査から既に1年以上が経過しているが、具体的に再整備が進んでいないことを憂慮している。30年度の長住中央公園の再整備に関する予算の金額と内容を尋ねる。

○川上（陽）委員 検討経費だけでは工事は進まない。議会の示した結論どおりに一日も早く再整備を進めてもらいたいというのが、我が会派の一貫した立場である。例えば、樹木がうっそうとして茂っている、見通しが悪くなっている点など、改善することについて、住民側と利用者団体との間で意見が一致している部分から先行して整備を進めることに不都合はあるのか。なぜ取り組まないのか、答弁を求める。

○川上（陽）委員 採択された請願事項について正確に述べよ。

○川上（陽）委員 採択された請願の趣旨を踏まえという意味は、純粋な公園部分の再整備を早急に進める、また、ソフトボール機能は残すということを前提に話し合いを進めるという理解でよいか、明確な答弁を求める。

○川上（陽）委員 ソフトボールの機能は残すという理解でいいのか、いけないのか、再度答弁を求める。

○川上（陽）委員 請願の結論どおりに進めるつもりがないことはよくわかった。長住中央公園については、29年度に引き続き、30年度も、地元の利用団体であるソフトボールチームなどの優先利用ができないこととなっている。長住中央公園をめぐる問題で、一方の当事者だけにいわれのないペナルティーが科されたように映りはないか心配をしてきた。長住地区の地元ソフトボール団体は、いつから優先利用をしていたのか。また、なぜ29年度、優先利用を打ち切ったのか、理由を尋ねる。

○川上（陽）委員 わかるだけでも20年近く優先利用とされてきたが、昨年からだめと言われている。理由は迷惑駐車や騒音の問題を起していると言うが、本市は昨年、利用実態の調査をしているが、地元ソフトボール団体の利用実態はどうだったのか、迷惑駐車や騒音などの問題があったのか。

○川上（陽）委員 昨年の5月と7月に本市が行った利用実態調査においては、利用団体であるソフトボール団体は時間も守っていたし、大きな音を立てるでもなく、迷惑駐車もなかった。であれば、直ちにもとどおりの優先利用とすべきであるが、なぜ30年度も優先利用をさせないのか、誰がどのように判断したのかも含めて答弁を求める。

○川上（陽）委員 優先利用ができないのは南区の判断ということか。

○川上（陽）委員 知る限りでは、自治協議会がソフトボール団体に球場を使わせるなどとは言っていないが、南区は何を心配しているのか。

○川上（陽）委員 余計なそんたくではないか。住宅都市局が昨年、実態調査をした結果、利用状況は良好であり、長年、何の差し支えもなかった優先利用を不自然に押しとどめることのほうが、よほど問題を複雑にさせる。住宅都市局としては、南区が副申を出せば優先利用を再開するということか、明確な答弁を求める。

○川上（陽）委員 非常に残念な答弁である。南区は昨年、地元のソフトボール団体の優先利用を認める副申を出したか、答弁を求める。

○川上（陽）委員 昨年の副申の申請時期はいつか、また、南区が副申を出した時期はいつか。

○川上（陽）委員 昨年に関して言えば、既に地域住民とソフトボール団体から相反する内容の請願が出されていたが、南区は副申を出している。地域に密接な区役所が、長住地区の意見が割れている状況を知らなかったとは考えられず、地域とソフトボール団体がもめているから、ことしは副申を出せないというのは、取ってつけたような理由にすぎないのではないかと思うが、所見を尋ねる。

○川上（陽）委員 優先利用の問題では、長いこと、かみ合わないやりとりが続いているので、先日、我が会派の議員から南区の担当者にお問い合わせをしたところ、住宅都市局から副申を出すなど言われたので保留している旨の話があった。どちらにせよ、住宅都市局、南区、見事に食い違っている。これでは優先利用の再開に向けたゴールがどこに置かれているのか、誰もわからない。もともと、平成 27 年に長住中央公園再整備の要望書が出された時点では、長住校区自治協議会と地元ソフトボール利用団体との間でこのようなもめごとはなかった。住宅都市局が入りワークショップを行ってから、双方の意見が分かれ全く真逆の 2 つの請願が出されることになった。議会では、これまでの公園の使い方や市内全体の公園整備のあり方なども考慮した結果、ソフトボール場の機能を残した多目的グラウンドや純粋な公園部分については早期に整備するという結論に至っており、平成 27 年に地域から出された要望書の内容とほぼ同様であると認識している。もともと、ワークショップは地域の意見をまとめるために行われるもので、このような結果について、住宅都市局は責任を感じ反省すべきであるにもかかわらず、自治協議会と利用者団体が公園整備をめくりもめたことを理由に、長年続けてきたソフトボール利用者の優先利用をとめることは、決して許されるものではない。今後、長住中央公園の話し合いをスムーズに進めるためにも、市長においては、直ちに混乱した事態を收拾し、地元ソフトボール団体等の優先利用が速やかに再開されるよう、強く要望しておく。2 回目の請願審査から今日まで 3 カ月以上が過ぎており、我が会派としては、一貫して長住中央公園の早期整備を求めているが、公園の再整備に関する地域住民とソフトボール等の利用団体の協議は、昨年 12 月の請願審査以降で何回行われ、どのような進展があったのか、答弁を求める。

○川上（陽）委員 議会の 2 度にわたる請願採択について、行政は何も成果を出せていないということを確認しておく。また、先日の補足質疑で、30 年度予算に南部地域における多目的グラウンドの検討予算 400 万円が計上されていることに関して、採択された請願に何ら成果が出ていないのに、第三者委員会の解決原案に基づく予算措置は問題があるとの指摘があった。第 4 分科会における審査では、同予算については、第三者委員会の解決原案とは無関係との答弁があったが、多目的グラウンドの検討経費 400 万円は、長住中央公園の近傍で多目的グラウンドを整備すべきとした第三者委員会の解決原案とは無関係ということで間違いはないか、答弁を求める。

○川上（陽）委員 第 4 分科会でも、進め方に厳しい指摘が相次いでいた。よく反省してもらいたい。ソフトボール等に使えるグラウンドについては、それぞれの区の競技団体や地域住民から施設が十分でないという声が寄せられており、さまざまな場面で整備を要望してきたが、ソフトボール等に使えるグラウンドは、早良区や城南区など、複数の行政区で不足している状況にあることは認識しているのか。

○川上（陽）委員 行政区ごとに全くバランスがとれていないが、30 年度に 400 万円の予算が唐突に計上され、南部地域のグラウンドに関してだけ調査するというのは不自然であり、南部地域だけの調査では不十分である。

調査検討経費については、市内全体を対象にグラウンド設置の必要性や設置可能な場所などを検討する経費とすべきと考えるが、所見を尋ねる。

○川上（陽）委員 経費の具体的な執行については、事前にしっかりと所管の第4委員会で議論するよう強く求めておく。大事なことは、地域住民やソフトボールチームなど、利用団体が望んでいる長住中央公園の再整備の早期実現である。2度目の請願審査が行われてから今日まで、何ら進展もないことについては、しっかりと反省してもらいたい。その上で、2度にわたって採択された請願の趣旨に反することなく、ソフトボール等に利用が可能な多目的グラウンドの機能を現地に残すことを前提に、速やかに着手すべきと考えるが、所見を求める。

○川上（陽）委員 学校教育における部活動の意義や、教育過程における位置づけを尋ねる。

○川上（陽）委員 部活動は学校教育の一環として行われるもので、大きな意義を有するが、部活動補助指導者制度の目的を尋ねる。

○川上（陽）委員 現在の部活動補助指導者制度はどうなっているのか、報償費を含めて尋ねる。

○川上（陽）委員 報償費は日額3,800円であるが、新年度から部活動補助指導者の報償費が減額になると答弁があっている。生徒や保護者だけでなく、部活動補助指導者にも不安が広がると懸念するが、これまでと30年度で、部活動補助指導者の役割や業務が変わるのか。

○川上（陽）委員 役割は変わらないにもかかわらず、報償費の減額を行う理由を尋ねる。

○川上（陽）委員 部活動補助指導者制度が始まって以降、報償費の推移について尋ねる。

○川上（陽）委員 2度にわたって増額されている。部活動補助指導者がこれまで果たしてきた役割を、どう評価しているのか。

○川上（陽）委員 正当な評価だと思う。部活動補助指導者に関する議論は、過去にも熱心に交わされてきた。教員の負担軽減や子どもたちにより高いレベルの指導を受けさせることなど、総じて言えるのは、部活動補助指導者の配置拡大を求める意見が圧倒的に多かったという事実である。なぜ、部活動補助指導者の報償費を引き上げてきたのか、基本的な考え方を尋ねる。

○川上（陽）委員 これまで、他都市の例を参考になどという観点で検討した形跡がないことを指摘しておく。30年度から配置される部活動指導員の目的を尋ねる。

○川上（陽）委員 教員の負担軽減という点では部活動補助指導者と同じであるが、部活動指導員と部活動補助指導者の主な業務内容の違いについて説明を求める。

○川上（陽）委員 単独での指導、対外試合での引率ができるようになれば、教員の負担軽減に一定の効果は期待できると思う。部活動指導員の30年度の配置計画を尋ねる。

○川上（陽）委員 補助指導者制度と比較した場合に、部活動指導員は身分上どう違うのか。

○川上（陽）委員 部活動指導員は非常勤であるが、職員の扱いになる。部活動指導員の報酬はどうなるのか。

○川上（陽）委員 部活動補助指導者は日給であるが、部活動指導員は時間給になる。部活動指導員の報酬の考え方を尋ねる。

○川上（陽）委員 ここでも他都市の状況という言葉が出てきた。部活動指導員の募集は、どのように進めていくのか、基本的な考え方を尋ねる。

○川上（陽）委員 部活動指導員の希望者は、ほとんどが今年度まで部活動補助指導者として従事した人になると思う。部活動補助指導者から部活動指導員になる場合、これまで1日2時間程度の指導で3,800円の報償費だったものが、1時間当たり1,445円の時間単価制となり、2時間で比較すると2,890円で、現在よりも下がることになる。部活動指導員は部活動補助指導者よりも、単独の指導や顧問への就任、対外試合の引率など、重い責任を担うのに、2時間で比較した場合の処遇は下がってしまう。非常におかしな状況だと思うが、所見を尋ねる。

○川上（陽）委員 部活動補助指導者の報償費の年間の支給上限は19万円であったが、部活動指導員の報酬の支給上限は約40万円になるので、トータルの処遇は上がるということだと思うが、しっくりこないし、わかりにくい。部活動補助指導者の処遇の引き下げについては、部活動指導員の導入に当たって、バランスをとろうとしたのだと思うが、引き続き部活動補助指導者として頑張る人にとっては、自分たちのこれまでの献身的な取り組みに対する評価が下がってしまったと受けとめられても不思議ではない。30年度以降の部活動補助指導者の位置づけや役割は、部活動指導員の導入によって相対的に下がるということなのか、答弁を求める。また、あわせて、部活動補助指導者に対して、いつ、どのような形で説明をしたのか、処遇の引き下げについて納得しているのか、答弁を求める。

○川上（陽）委員 部活動補助指導者の配置拡大と報償費の引き上げは、市民や議会の根強い要望を受けて行われてきたものである。部活動指導員制度については、否定する意図はなく、教職員の負担軽減、より高いレベルでの指導など、さまざまな点で成果を期待しているが、部活動補助指導者の報償費については、他都市の例を参考にといた理由などにより、何の効果の検証も行われないうまま、いきなりメスが入られた。これまで、青少年の健全な育成や本市の部活動並びにスポーツの振興に大きく寄与してきた外部指導者の報償費を減額することは、本市の部活動やスポーツを衰退させ、指導の質の低下など、子どもたちに不利益を及ぼすおそれがあるだけでなく、大きな事故にもつながりかねないと心配している。部活動補助指導者への説明や議会での議論が十分ではない状況において、拙速であると言わざるを得ない。最後に、30年度の部活動補助指導者については、従前どおり月額3,800円の制度で実施できるよう見直すべきと考えるが、所見を尋ねる。